平成２４年（フ）第３０号
愛媛県松山市西長戸町383番地14
債務者　平岡　久丸
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　亮二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１６号
三重県鈴鹿市東磯山１丁目27番35号　フォーレスはじめＡ―101
債務者　大森　孝伸
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石坂　俊雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６９号
滋賀県高島市勝野1266番地
債務者　喜多品老舗こと　北村　眞一
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古山　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０４号
岡山県瀬戸内市長船町西須恵599番地２
債務者　北谷　定義
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　和成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月31日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２２号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４―31―206号、住民票上の住所大阪府泉大津市東助松町４丁目３番26号
債務者　ハウステックこと　中野　光洋
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
大阪府泉大津市北豊中町３丁目４―31―206号、住民票上の住所大阪府泉大津市東助松町４丁目３番26号
債務者　中野　明美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
大阪府泉佐野市松原２―５―30フィライトマツバラ106、住民票上の住所大阪府阪南市光陽台２丁目29番８号
債務者　畑中　彩花
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
大分市大字森236番地の３
債務者　岩﨑　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　立茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８８号
釧路市住吉２丁目３番19号
債務者　相坂　勝美
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　拓人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月１日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１９０号
佐賀県西松浦郡有田町中樽２丁目10番５号
債務者　山口　隆功
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第６５号
福岡県福岡市早良区祖原３番14―309号
債務者　原田矢千代
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　恵巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９号
沖縄県宮古島市城辺字福里911番地
債務者　本村　弘和
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第３０号
秋田県横手市平鹿町上吉田字中山22番地１
債務者　田村　克幸
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第３１号
和歌山県田辺市秋津町162番地の８
債務者　桃原　信也
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第３２号
和歌山県西牟婁郡すさみ町見老津30番地　町営見老津団地２―５号
債務者　西端　美子（旧姓濱野・岩崎）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第４３４号
さいたま市浦和区東仲町19番８号　東仲町ハイツ202号室
債務者　小林壮一郎
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４５０号
さいたま市岩槻区大字岩槻6648番地　ニューフィールドファースト104号
債務者　中山　靖久
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係